

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成26年4月21日（平成26年（行情）諮問第211号）

答申日：平成28年8月31日（平成28年度（行情）答申第270号）

事件名：新国立競技場工事費概算の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「新国立競技場の基本設計における建設費の見積りに関する資料（2013年9月1日以降に作成されたもの全て）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年1月14日付け25受文科ス第1405号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての主旨

不開示部分の公開

（2）その理由

不開示部分の見積りに係る金額以外の部分、工事発注に係る予定価格の類推には当たらないと考えます。特に項目を明らかにされたい。

なお、建物の延床面積は報道等で、公になっており不開示とするのは納得できない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 開示の決定を行った対象文書については、工事費の見積りに係る項目、数量、単価、金額が記載されており、これらの情報は、公開することにより今後行われる国立競技場改築工事の入札に係る予定価格が類推され、事業主体である独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）の契約に係る事務に関し、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、日本スポーツ振興セ

ンターの財産上の利益を害するおそれがあることから、法5条6号ロに該当するため不開示としたものである。

2 この決定に対し、請求者から、「不開示部分の見積りに係る金額以外の部分は、工事発注に係る予定価格の類推には当たらない（特に、項目を明らかにされたい）。また、建物の延床面積は、報道等で公になっており、不開示とするのは納得出来ない」とし、不開示部分の公開を求める異議申立てがなされたため、文部科学省では、不開示とした部分について、類似事例の調査を行うとともに、別紙のとおり日本スポーツ振興センターに対し、引き続き不開示とすることの妥当性に関する見解を聴取し、不開示とした部分については、内容の性質上、引き続き不開示を維持することが妥当であると判断した。

3 以上の理由により、法18条の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するものである。

（別紙省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年4月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月21日 審議
- ④ 平成28年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、「新国立競技場の基本設計における建設費の見積りに関する資料（2013年9月1日以降に作成されたもの全て）」であり、処分庁は、その一部を法5条6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の性格等について、確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

（ア）新国立競技場については、平成23年12月に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致に関する閣議了解がなされて以降、我が国を代表するスタジアムとして、オリンピッ

ク・パラリンピック等の主会場とすることを前提として、整備計画（以下「旧整備計画」という。）が推進されてきた。

(イ) 旧整備計画は、文部科学省が所管する日本スポーツ振興センターを実施主体として、デザイン選定や建築に向けた検討が進められてきたが、その過程において、平成24年7月に約1,300億円程度を想定していた工事費が平成27年7月に約2,520億円に引き上げられたこと等の理由によって、同月17日に白紙に戻ることになり、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（同年8月28日）において、設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）（工事費1,550億円程度）によって新たな整備計画（以下「新整備計画」という。）が進められることとなった。

(ウ) 本件対象文書は、上記(イ)の検討期間中である平成25年7月時点でのジョイントベンチャーが試算した新国立競技場等の工事に係る項目、数量、単価及び金額等の工事費概算（設計JV試算）を日本スポーツ振興センターが同年9月までに精査した結果（JSC精査結果）に係る情報が記載された、別表の1欄に掲げる構成の文書である。

原処分においては、本件対象文書のうち別表の2欄に掲げる①ないし⑩（以下、順に「不開示部分①」ないし「不開示部分⑩」といい、併せて「不開示部分」という。）を不開示とした。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記ア(ウ)において諮問庁が説明するとおり、原処分にあつては不開示部分①ないし不開示部分⑩が不開示とされていることが認められる。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分に記載されている情報は、原処分（平成26年1月14日）の時点においては、上記(1)ア(イ)で説明したとおり、日本スポーツ振興センターが旧整備計画の検討を進めていた時期であり、これを公にすると日本スポーツ振興センターにおいて、旧整備計画を踏まえた新国立競技場工事の契約を適正にできなくなるおそれがあることから、契約に係る事務に関し、日本スポーツ振興センターの財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある（法5条6号ロ）と考え不開示とした。

(イ) しかしながら、日本スポーツ振興センターの国立競技場将来構想有識者会議（平成27年7月7日等）における検討事項等の公表に

より、項目及び数量の情報が記載されている不開示部分①，不開示部分③，不開示部分④及び不開示部分⑦のうち別紙に掲げる部分以外の部分並びに不開示部分⑧は公になったことから，当該部分については，開示することとする。

(ウ) 上記(イ)において開示することとした部分以外の(i)金額が記載されている不開示部分②，不開示部分⑤及び不開示部分⑨並びに不開示部分⑦のうち別紙に掲げる部分並びに(ii)単価が記載されている不開示部分⑥及び不開示部分⑩(以下、「(i)」及び「(ii)」を併せて「不開示維持部分」という。)は，文部科学省及び日本スポーツ振興センターのいずれにおいても公にしたことがない情報である。

したがって，不開示維持部分に記載されている情報は，以下(エ)及び(オ)の理由により，不開示とすることが妥当であると考ええる。

(エ) 新国立競技場は，上記(1)ア(イ)において説明したとおり，新整備計画に沿って，公募型プロポーザル方式による公募での整備を進めているところであり，平成28年9月に価格交渉(事業者が提示する見積書の提示額が日本スポーツ振興センターの設定する提案事業費を下回っているか確認)を行う予定になっている。

(オ) 本件対象文書に記載されている情報は，既に白紙となった旧整備計画下での新国立競技場の建設費に関する情報ではあるものの，不開示維持部分に記載されている情報には，日本スポーツ振興センターの提案事業費に直結する情報が含まれており，これを公にすると，提案事業費を類推されるおそれがあり，今後，日本スポーツ振興センターが行う価格交渉及び同様の事業を行う際の契約に係る事務に関し，日本スポーツ振興センターの財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある(法5条6号ロ)。

イ 以下，上記諮問庁の説明を踏まえて検討する。

(ア) 諮問庁は，不開示部分のうち不開示維持部分以外の部分を開示することとした上で，不開示維持部分に記載されている情報には，日本スポーツ振興センターの提案事業費に直結する情報が含まれており，これを公にすると，提案事業費を類推されるおそれがある旨主張する。

(イ) しかしながら，本件対象文書に記載されている情報は，既に白紙になった旧整備計画に関するものであること，また，平成25年10月当時のものであって価格交渉(平成28年9月の予定)までに物件費や人件費等に少なからず変化が生じていると考えられ，不開示部分に記載されている情報が，新整備計画下での日本スポーツ振

興センターの提案事業費に直結するとは考え難いこと、さらに、今後相当な期間、同様の事業が行われることは考え難いことから、不開示部分に記載されている情報を公にしても日本スポーツ振興センターの財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認め難い。

(ウ) したがって、不開示部分は、法5条6号口に該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号口に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条6号口に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表（本件対象文書の構成及び不開示部分）

1 本件対象文書の構成		2 不開示部分
大事項 (1頁)	A 新国立競技場 建設工事（周辺 関連整備費用の 一部を含む）	① 項目（コード及び 名称が記載されてい る部分） ② 金額（枠外の金額 に関する情報，設計 JV試算及びJSC 試算が記載されてい る部分）
	A-1 建設工事 にかかる費用 A-2 現国立競 技場の解体撤去 に係る費用 A-3 周辺整備 に係る費用（敷 地外，敷地内外 一体整備分（公 園等），招致関 連）	
	B 周辺関連整備費用	
中事項 (2頁ないし5 頁)	A-1 建設工事にかかる費用	③ 項目（「名称」欄及 び「仕様」欄） ④ 数量（数量及び延 床面積が記載されて いる部分） ⑤ 金額（「金額」欄及 び「備考」欄） ⑥ 単価（「単価」欄）
	A-2 現国立競技場の解体撤去に係 る費用	
	A-3 周辺整備に係る費用（敷地 外，敷地内外一体整備分（公園等）， 招致関連）	
小事項 (6頁ないし26頁)		⑦ 項目（「名称」欄及 び「仕様」欄） ⑧ 数量（「数量」欄， 「単位」欄及び「数 量（見直し）」欄） ⑨ 金額（「金額」欄及 び「金額精査」欄） ⑩ 単価（「単価」欄）

別紙（不開示部分⑦のうち，諮問庁が，不開示を維持すべきであるとしている部分）

以下の「仕様」欄

- ・ 6 頁目の 3 2 段目
- ・ 7 頁目の 3 2 段目
- ・ 8 頁目の 2 3 段目
- ・ 9 頁目の 1 4 段目
- ・ 1 0 頁目の 5 段目及び 3 8 段目
- ・ 1 1 頁目の 2 9 段目
- ・ 1 2 頁目の 2 0 段目
- ・ 1 3 頁目の 1 1 段目
- ・ 1 4 頁目の 2 段目， 1 3 段目及び 3 0 段目
- ・ 1 5 頁目の 3 段目， 1 6 段目及び 3 5 段目
- ・ 1 6 頁目の 6 段目及び 1 7 段目
- ・ 1 7 頁目の 4 1 段目
- ・ 1 9 頁目の 2 3 段目
- ・ 2 3 頁目の 3 2 段目及び 3 8 段目
- ・ 2 4 頁目の 3 6 段目
- ・ 2 5 頁目の 2 4 段目及び 3 8 段目

- (注) 1 頁数については，本件対象文書の 1 枚目を 1 頁目として数える。
2 段数については，該当する頁における枠内の最上段を 1 段目と数え，空白の段についても段数に数える。